

平成25年(ラ)第463号 仮処分申立却下決定に対する抗告事件
(原審・大阪地方裁判所 平成24年(三)第262号, 同第318号)

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

主張書面

平成26年3月10日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

相手方代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

目 次

第1	保全の必要性に関する抗告人らの主張について	3
1	抗告人らの主張内容	3
2	抗告人らの主張が主観的な印象に過ぎないこと	4
3	抗告人らの主張の矛盾について	4
第2	F-6 破砕帯に関する補足	5

本書面は、抗告人らの平成 26 年 1 月 24 日付主張書面（以下、「抗告人ら主張書面 4」という）に対して、反論するものである。

第 1 保全の必要性に関する抗告人らの主張について

1 抗告人らの主張内容

抗告人らは、抗告人ら主張書面 4 の「第 1」において、「2011 年 3 月 11 日の東京電力福島第一発電所の過酷事故を経て、従前の原発安全性保障システムを根本的に変革して、住民の安全性を守る役割を果たすべく登場した原子力規制委員会・・・であるにもかかわらず、規制委員会の現状はこの役割を果たしていない」（2 頁冒頭部分）と主張し、以下、抗告人らが独自に問題視する個別の事項について、それぞれ、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査において「まともに検討しようとする姿勢がない」（2 頁下段）、「問題にされていない」（3 頁上段）、「十分な審査がなされていない」（3 頁上段）、「そのまま放置している」（3 頁中段）と批判し、また「規制委員会の審理のやり方においても杜撰な方法がまかり通っている」（3 頁中段）とした上で、「規制委員会の実情がかかる状態であり、再稼働が急がれている現状において、住民の安全性を守るためには、司法判断において運転をさせないようにすることが不可欠である」（3 頁下段）と結論付けている。要するに、この抗告人らの主張は、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が拙速であり、同審査では、抗告人らの指摘する問題点が解消されず、安全性が十分に担保されないので、司法判断が必要だ、というものである。

なお、抗告人ら主張書面 4 の「第 2」以降（4 頁以下）の記載は、原子力規制委員会がいかにその役割を果たしていないかを敷衍したものである。「第 2」ないし「第 5」において、抗告人らが独自に問題視する個別の議論について詳述した上で、「第 5」の一部及び「第 6」において、そのような問題点が存在するにもかかわらず、原子力規制委員会の審査が拙速であり、安全性を担保する

役割を果たしていないと主張しているのである。

2 抗告人らの主張が主観的な印象に過ぎないこと

相手方は、現在、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）に関して、原子力規制委員会に対して原子炉設置変更許可等の申請を行い、新規制基準適合性にかかる審査を受けている側であり、原子力規制委員会の審査体制等について論じる立場にはない。

しかしながら、抗告人らによる、原子力規制委員会の審査の進め方が拙速であり、安全性を担保する役割を果たしていないとの上記主張については、何ら合理的・客観的な根拠も示されておらず、単に抗告人らの主観的な印象を述べたものだと言うほかない。抗告人らが繰々述べている主張の内実は、抗告人ら主張書面4の「第6」（26頁以下）において顕著にみられるとおり、原子力規制委員会関係者の記者会見等における発言の断片を恣意的に抜き出し、前後の文脈を無視し、その言葉尻を捉えるなどして、発言の趣旨を曲解するものにほかならない。

3 抗告人らの主張の矛盾について

さらには、このような抗告人らによる原子力規制委員会の審査の進め方や姿勢等に対する批判は、前々回の審尋期日（平成25年12月6日）における裁判所の訴訟指揮で明らかとなった抗告人らの主張の矛盾を糊塗するための強弁に過ぎないとも言うる。

相手方としては、本件発電所の今後の原子炉の起動については、原子力規制委員会における新規制基準適合性にかかる審査状況を踏まえ計画していくことになる（相手方の平成25年10月11日付主張書面（以下、「相手方主張書面1」という）22～23頁）、抗告人らは、これまで、原子力規制委員会が制

定した各種審査ガイド¹等に照らせば、本件発電所は設置許可基準規則²に違反しているから再起動は許されない、といった主張を繰り返してきた³。

これに対し、裁判所から、抗告人らの主張どおりであるとすれば、相手方が行っている原子炉設置変更許可申請等に対して原子力規制委員会による許認可（新規制基準への適合性確認）がなされず、その結果、本件発電所は再起動しないので、結局、保全の必要性はないのではないかと、この疑問が示唆され、抗告人らに、保全の必要性についての主張を整理するよう求められたのである。

抗告人ら主張書面4における上記主張は、このような経緯において、抗告人らが従前の主張との整合性を取り繕うために、保全の必要性に関して、原子力規制委員会が「安全性を担保する判断を出すとは考えられない」ので、「司法判断において運転をさせないようにすることが不可欠である」旨主張するに至ったものである（3頁下段）。しかし、そのような主張が合理的・客観的な根拠を伴わないものであることは前述のとおりである。

第2 F-6 破碎帯に関する補足

F-6 破碎帯を巡る問題については、相手方主張書面1において、F-6 破碎帯は「耐震設計上考慮する活断層」ではないとの従前からの判断・評価に加え、有識者会合⁴や原子力規制委員会の会議においても、F-6 破碎帯は「将来活動する可能性のある断層等」には当たらないとの方向性が出されていたことを述べた（相手方主張書面1, 16～18頁）。以下では、その後の経緯について、主張を補足する。

¹ 例えば、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」や「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」等。

² 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。

³ 例えば、抗告人らの平成25年12月3日付主張書面10頁中段、同18頁下段を参照。

⁴ 正式には、原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」である。

- (i) 平成 25 年 11 月 15 日の有識者会合において、それまでの議論を踏まえた評価書案が取りまとめられた。
- (ii) 平成 25 年 12 月 27 日に有識者会合のピア・レビュー（専門家による検証）会合が開催され、有識者会合による評価書案について、石渡明座長が「基本的な結論に述べられている、F-6 破碎帯が後期更新世以後、活動しておらず、将来活動する可能性のある断層等には該当しないと判断するという結論、これについては、特にこれを変更するような大きな矛盾点とか、事実誤認とか、そういうものは御指摘がなかったというふうに考えますが、いかがですか」と議論をまとめ、出席者からの異論もなかった。
- (iii) 平成 26 年 2 月 12 日に開催された第 42 回原子力規制委員会の会議において、有識者会合による評価書（乙 60、「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」）の内容が了承され、F-6 破碎帯⁵について、後期更新世以降活動しておらず、「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとの最終判断が示された（乙 60, 23 頁, 28 頁）。

以上の経緯に照らしても、原決定の「F-6 破碎帯が活断層に該当すると認めるに足りる疎明はない」（原決定 65 頁）との判断が覆る余地はない。

なお、F-6 破碎帯の北側に位置する台場浜トレンチで確認された破碎部⁶（抗告人らの言う「台場浜トレンチ内の破碎帯」）については、台場浜に重要な安全機能を有する施設は存在しない上に、F-6 破碎帯と連続することはないことから、本件発電所敷地内の重要な安全機能を有する施設に影響を及ぼすよ

⁵ 今回の調査で F-6 破碎帯の位置をより詳細に把握できたことから、従来、相手方が評価していた F-6 破碎帯と位置が変わった部分もある。乙 60 では、今回評価した F-6 破碎帯であることを明確にするため、「新 F-6 破碎帯」と記載されているが、従来の F-6 破碎帯とは別の破碎帯が確認されたということではない。

⁶ 破碎部とは、ここでは、破碎幅の狭い破碎構造及び明瞭な破碎帯を伴わない破碎構造並びに破碎構造が認められないすべり面をいう。

うなものではない。この点，上記評価書（乙 60）においても「これら堆積層にずれを生じさせている面（引用者注：台場浜トレンチ内で認められた，蛇紋岩中の破碎部や蛇紋岩・輝緑岩境界にずれを生じさせている面）は，敷地内の重要な安全機能を有する施設には影響ないと判断される」と述べられているところである（乙 60， 27 頁）。

以 上